

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会  
利活用ワーキングチーム 第一次報告（案）

平成22年3月17日に開催された、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）において、出版物の収集・保存及び利活用について、産業構造全体を俯瞰した上で、現状の実態を踏まえた検討を行うべく「出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム」（以下「利活用WT」という。）の設置が決定された。

利活用WTは、同年4月20日から6月1日まで、計5回開催され、構成員による発表や意見交換を重ねた。

今般、第2回懇談会において、利活用WTにおける具体的な検討状況について懇談会に報告するため、本報告（第1次報告）をとりまとめた。

## 1. 検討の視点

### 1. 1 利活用の基本的方向性

電子出版の利活用を推進するに当たっては、知の拡大再生産と国民の「知のアクセス」が保障されるものでなければならない。

このためには、デジタル・ネットワーク社会においても、これまでと同様に質の高い出版物が作り続けられるとともに、それが人々に様々な形で広く提供され、読まれつづけていくことで、創造から流通までにわたる我が国の豊かな出版文化が次代に継承される必要がある。

これを可能とするためには、既存の書籍のストックを活用するだけでなく、良質な出版物を生む人材が輩出されやすい環境を整備するとともに、出版物の作り手である著作者や出版者に対して利益がきちんと還元される仕組みが求められる。また、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」好みのデバイスで好みのコンテンツを適切な対価を払った上で利用できる環境が必要である。

それと同時に、デジタル・ネットワークの利点を活かしつつ、利用者のニーズに応え、生活を豊かにし、より一層文字文化への関心を引き寄せ、親しんでもらえるような新たな流通環境が形成されていくことも期待される。

また、広く国民が出版物にアクセスするための新たな社会環境は、単に出版物が電子媒体に置き換わるといったものではなく、これまで築かれてきた流通システム、デジタル化・ネットワーク化による環境変化及び社会的ニーズを所与の条件として、様々なモデルが志向されていくものと考えられる。

すなわち、紙媒体かデジタル媒体かの二元的な世界ではなく、ハイブリッド型の新たな創造、表現、流通方法が模索され、これまでの紙の書籍に対する需要を維持するとともに、書籍の文字を拡大することや読み手の目が疲れにくい読書環境の提供といった電子出版が持つ技術的な可能性を生かすことで新たな利用者を獲得していくというような、総体としての出版物市場の拡大が実現されることが期待される。

このためには、デジタル化・ネットワーク化による環境変化などの所与の条件を踏まえた上で、適切な環境整備を講じていくことが必要であり、こうした環境の整備を通じて、これまでと同様に国民が広く出版物にアクセスをすることが保たれる。

## 1. 2 デジタル・ネットワーク社会での出版物の継続的創造と市場の活性化

### (1) 出版物の継続的創造と市場の活性化

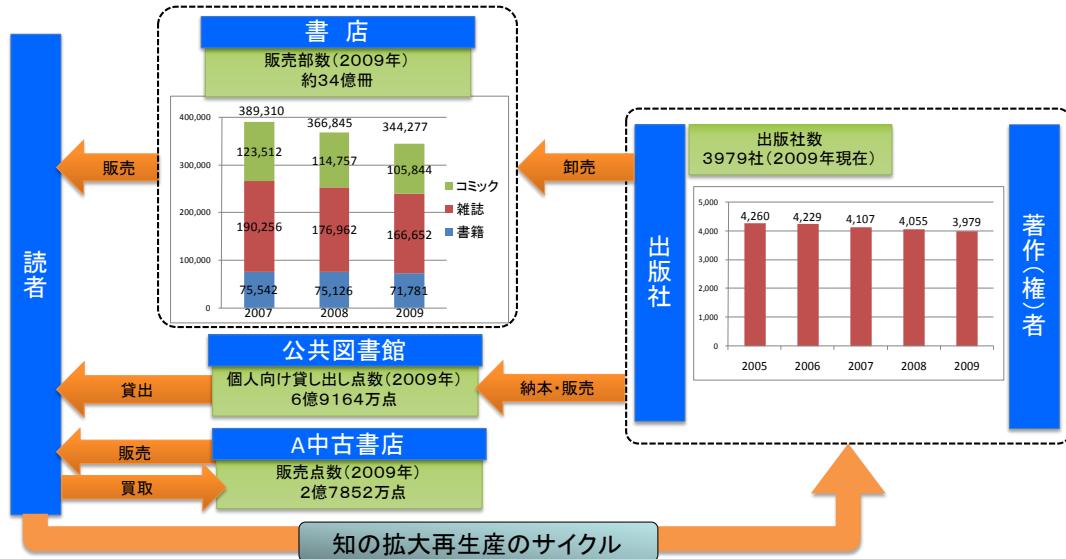


図1 出版市場におけるこれまでの知の拡大再生産の仕組み

これまで、フローといわれる新刊本の創作と流通が出版物の価値を産みだし、その再生産の屋台骨となっていた。

しかし、昨今は、流通システムやデジタル化・ネットワーク化の進展により、紙媒体である出版物の流通においても、顧客のマーケティング情報を情報通信技術によって駆使する電子商取引サイトや中古書店などにおける流通が相対的に大きな地位を占めるようになってきており、新刊本の流通を支えていた書店を全国規模で減少させるものとなっている。

さらに、デジタル媒体である出版物の登場により、KindleやiPadのような電子出版を集積し、目的とする出版物への容易なアクセス機能とユーザーニーズに即したインターフェースを有した機器が提供され、その機器自体がプラットフォームとなり新たなビジネスモデルやバリューチェーンを形成するものとなっている。

他方、デジタル・ネットワーク化が先に進展した音楽産業においては、レコードの複製によってレントを蓄積していたレコード会社中心のバリューチェーンが揺らぎ、産業構造の変革に直面している。パッケージと配信のバランスを図り利益を確保し、アーティスト本人の魅力を中心に収益モデルを形成する、いわゆる360度契約モデルを構築し、他業種との協業により広告宣伝費の抑制や収益構造の安定を図るなど、新たなビジネスモデル形成のためにレコード会社、プロダクション、音楽出版社等、音楽業界をあげて試行錯誤を続けている。

**音楽ソフト市場は、減少の傾向。これに対し、インターネット・携帯電話による有料音楽配信は増加傾向。音楽ソフト市場に比して約1／3の規模にまで拡大。**

- ・音楽ソフトのうち、オーディオレコード(CD、レコード、カセット)については、2009年の総生産金額が、最盛期(1998年)の半分以下まで縮小(2496億円)。
- ・一方、インターネット・携帯電話による音楽配信は、2005年の342億円から909億円へと増加している。

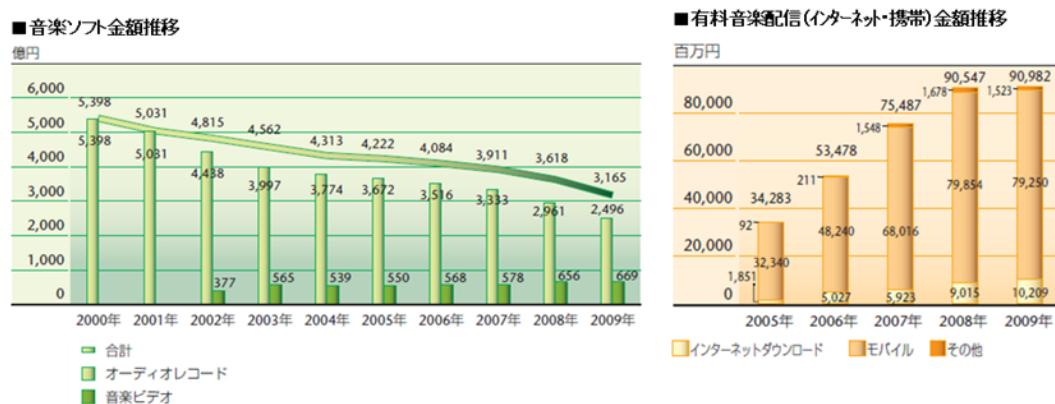


図2 我が国の音楽市場における推移

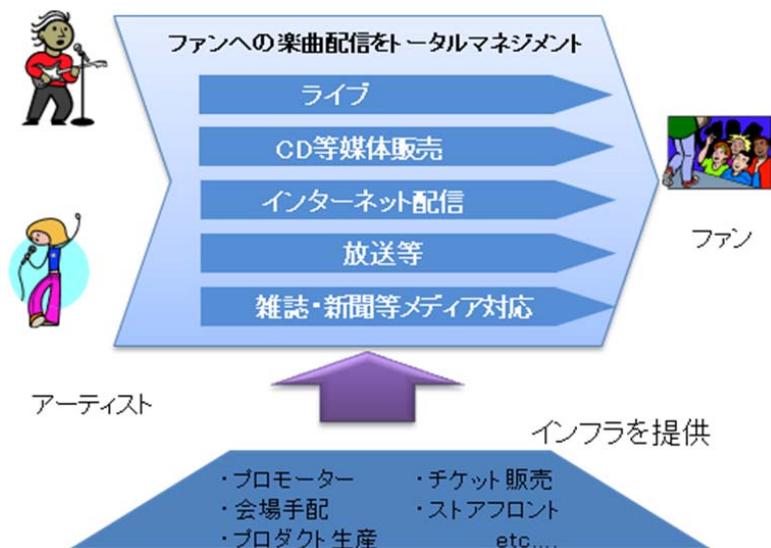


図3 音楽産業における360度契約モデル

このような環境変化の下、出版物の価値が継続的に産み出され、それが求める読者に行き渡ることで利益が産み出されるような新たなビジネスモデルを形成することが重要であり、出版市場の一層の活性化や出版文化再生産の基盤形成に資

することが期待される。

## (2) 出版市場の活性化に資する民間企業と国立国会図書館における知の集積の有効活用

### 国立国会図書館による書籍のデジタル化の背景・目的

○平成21年4月の著作権法改正以前においては、一定の条件の下、図書館資料の一部のデジタル化が認められていたところであるが、国立国会図書館に納本された書籍等を将来にわたって保存することが認められているか、必ずしも明らかでなかった。

○このため、国立国会図書館が担う「日本国内で刊行される出版物を納本制度により広く収集し、国民の文化的財産として永く保存する」という設置主旨をかんがみ、平成21年7月に「国立国会図書館法」及び「著作権法」が改正され、著作物のデジタル化とオンライン流通出版物の収集が認められるようになった。

### 国立国会図書館の対応①(過去の出版物のデジタル化の推進)

- 「近代デジタルライブラリー」(戦前期書籍の配信事業)
- 原本保存のためのデジタル化(H21年著作権法改正)
- 平成21年度補正予算約127億円(大規模デジタル化 実施規模 約90万冊)

### 国立国会図書館の対応②(オンライン流通出版物の収集)

- 政府等インターネット情報の制度的収集(H22年度～)
- 民間オンライン資料についての制度検討の開始
- (納本制度審議会オンライン資料の収集に関する小委員会)

### 主な対象資料

#### ①電子図書館サービス

- ・戦前刊行図書
- ・古典籍資料
- ・官報（～昭和27年）
- ・学位論文

(個別に著作権調査実施)

#### ②保存のためのデジタル化

- ・戦後刊行図書(1945～1968年受入分)
- ・雑誌(戦前期、雑誌記事索引)
- ・その他

図4 国立国会図書館デジタル化の動き

ストックといわれる過去の著作物の蓄積は、新たな創作活動の発想の源泉として、また、専門家や研究者による学術の発展及び教育において大きな役割を果たし、知の再生産において重要な役割を担ってきた。

デジタル化・ネットワーク化は、これまで埋もれていた多くの知の発信及びアクセスの双方を容易にする契機であり、その活用によって、出版市場の活性化に資するものと期待される。

この円滑な活用のためには、書誌などに関するメタデータの整備や民間企業や国立国会図書館のデータベースに所在するこれらの情報の連携が重要である。このため、海外事例を参考にしつつ、図書館などに蓄積される過去の著作物に関するメタデータやマスターデータについて、出版市場、学術研究、教育等のそれぞれの場の機能や目的を踏まえたうえで、検索・閲覧・しおり付与などの利用者の行動との連動を図りつつ、有効活用することが期待される。

### 【Googleブックサーチとは】

米国のインターネット企業Googleが、ポータルサイトGoogle内で提供している出版物の全文検索サービス。出版物内の全文を対象に検索を行なうことができ、検索結果として表示された出版物の内容の一部(著作権切れの出版物であれば全ページ)が無料で表示される。検索・表示されるデータはGoogle社が紙製の出版物からスキャンしたもの

### 【経緯】

Google社は、04年に米国の大学図書館などを提携し、著作権の所有者に許諾を得ないまま、所蔵する出版物のデジタル化を進めた。すでに1000万冊に及び、日本では慶應大が参加している。

これに対して、05年、米国の作家協会や出版協会が著作権侵害として提訴したが、08年10月に当事者間で和解案成立。

### 【当初の和解案内容】

- ① Google社は「絶版」と認定した出版物をデジタル化し、商業利用が可能。
  - ② 著作権者に対しては、デジタル化出版物1作品につき補償金60ドル以上、データ利用収益(アクセス権料、広告費)の63%を支払う。
  - ③ 収入分配のための第三者機関(Books Rights Registry)を設置し、Google社はその費用を負担する。
- ※ 本和解案は「集団訴訟」であり、著作権の国際条約「ベルヌ条約」などにより、和解の影響は世界中に及び、09年9月4日までに意思を表明しなければ、自動的に和解に参加することになっていた。

### 【和解案の修正】

米国司法省や独・仏政府、著作権団体等からの異論を受けて、米国裁判所は和解案の修正を指示。

我が国としても、09年11月6日、米国政府に対し、外交ルートを通じて、日本の著作権者等への十分な情報提供が望ましい等、我が国の考え方を伝達したところ。

### 【修正和解案】

09年11月13日（日本時間14午後）Google社等和解当事者は、新和解案を裁判所に提出。

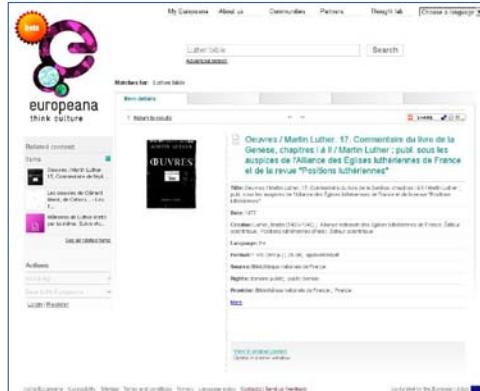
修正和解案は、和解案の対象を「米国著作権局に登録済みの出版物又は米、英、オーストラリア、カナダの4カ国で出版された出版物」に限定し、それ以外の出版物を除外した。

図5 グーグルにおけるアーカイブ及び検索



The screenshot shows the Europeana website's search interface. At the top, there's a search bar with the placeholder "Search Europeana". Below it, there are several filters and facets on the left side, including "Matched full-text", "By type", "By country", "By date", "By publisher", and "Advanced". On the right side, there's a grid of search results showing various items like books and documents.

### Europeanaの詳細結果表示



This screenshot shows a detailed view of a specific search result from Europeana. It displays a thumbnail of a book cover titled "Oeuvres de Martin Luther, 17. Commentaires du livre de la Genèse, chapitre I à 8. Martin Luther a écrit sous les auspices de l'Alliance des Eglises Luthériennes de France et de la revue "Revoltes Luthériennes". Below the thumbnail, there's a summary of the book's content and its availability.

Europeanaのプロトタイプは、2008年9月にオンライン化され、同年11月20日に公式オープンをし、EU加盟国の図書館や美術館などの所有する200万点あまりのコンテンツへのアクセスが可能となった。EU27カ国全ての言語でのアクセスが可能。

2009年7月末時点では、460万点あまりのコンテンツへのアクセスが可能となつたが、2010年までにこの数を1000万点にまで増やすことが目標となる。

このEuropeanaのプロジェクトは、単一のデータベースを作つて運用することを想定しない。インターネットポータルの形態をとり、多言語で使用できる単一の共通アクセスポイントをつくり、EU加盟国に散在するデジタルコンテンツへのアクセスを容易にすることである。

2011年半ばまでの期間、EUIは協調融資によって620万ユーロを投下する。EUIは必要な予算の約80パーセントを供給することになるが、残りの資金は一部の加盟国や文化機関が提供する。

図6 ヨーロピアナにおけるアーカイブと検索

## 2. 具体的論点

### 2. 1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の再生産の在り方について

#### (1) 著作物・出版物の権利処理の円滑化による取引コストの低減方策

デジタル・ネットワーク社会における出版物の再生産の活性化<sup>1</sup>、すなわち、既に出版された出版物のデジタルでの再出版や、映画化などの二次利用の効率化・円滑化のためには、対象とする著作物や出版物の探索や契約条件の調整等の取引コストを低減させる仕組みを構築することが望ましい。

権利処理に係る取引コストを効率的かつ円滑に行うための一つの方策として、何らかの「権利の集中管理」<sup>2</sup>といった制度的・組織的アプローチを模索することが必要ではないかとの指摘がある。

すなわち、現在商業利用され、市場に流通している出版物を利用する場合には、多くの場合、当該出版物を出版している出版者が著作権者等の情報を把握していることが期待できるが、絶版書籍、とりわけ「孤兎作品」については、著作権者等に係る情報の入手が極めて困難な場合があり、これらについては何らかの「権利の集中管理」が必要であるとの指摘である。

また、現に流通している出版物の場合であっても、その出版物を二次利用しようとする場合に、相談の相手方が作家なのか出版者なのかを特定できない場合なども多々あることから、権利の所在を明確にするような仕組みが必要であるとの指摘もあった。

もっとも、このように、何らかの「権利の集中管理」の必要性についての認識が示されているものの、実際には、①何を集中管理の対象とするのか、②集中管理の具体的な仕組みをどうするのか、③誰が主体となって集中管理を行うのか、④集中管理にはすべての出版物がなじむものか、といった様々な解決すべき課題もあり、それらの課題に対しては様々な考え方があり得ることから、慎重な議論が必要である。

一方、デジタル化・ネットワーク化が進む中、①出版物の著作者を情報通信技術によって探しだすことができること、②平成21年度の著作権法改正において、裁判制度が見直され申請中利用が可能となったこと、③出版物の性質によって、創作活動における著作者と編集者・出版者との関与の度合いは様々であり、権利

<sup>1</sup> 昨今、米国では書籍の電子配信では、販売価格決定について、リテールモデルからエージェンシーモデルに移行している。販売価格を電子配信事業者が決定するリテールモデルが価格競争で薄利になる傾向を有しているのに対し、出版社が販売価格を決定し、出版社が販売価格の一定割合を電子配信事業者に払うエージェンシーモデルは利益確保の観点から出版社にとって有利であることから、採用される事例が多くなりつつある。

<sup>2</sup> 「権利の集中管理」の内容については、様々な意見があり、ここでは、出版物の利用に当たって著作権処理の円滑化を図る制度的・組織論的アプローチという意味で「権利の集中管理」という用語を使用している。

処理の集中管理にはなじまない出版物もあることを理由に、「権利の集中管理」そのものが必要ではない、あるいは実態になじまないといった指摘もあった。

このように、何らかの「権利の集中管理」を行うための制度的・組織論的アプローチについては、実態をしっかりと検証、把握した上で、その必要性を含め、今後さらに検討を行う必要がある。

## （2）出版者への権利付与について

我が国の豊かな出版文化を支え続けてきた出版者の機能の維持・発展は、デジタル・ネットワーク社会においても、引き続き重要であるとの認識は、本ワーキングにおいても広く共有されている。

また、デジタル化・ネットワーク化の進展は、出版物の多様な利用、国境を越えるグローバルな利用を可能とすることから、著作者と出版者との契約関係を明確にしておく必要性が高まる。

こうした中、出版者側からは、①出版者の権利内容を明確にすることにより、出版契約が促進される可能性があること、②デジタル化・ネットワーク化に伴い、今後増加することが想定される出版物の違法複製に対しても、出版者が物権的請求権である差止請求を行い得るようにすることで、より効果的な違法複製物対策が可能となることなどを理由に、出版者に著作隣接権を付与するべきであるとの主張がなされている。

こうした主張に対しては、現状では出版者に権利が付与されておらず、違法利用に対して法的措置を講ずることができないことから、何らかの権利を付与することに一定の理解を示しつつも、著作隣接権については慎重に考えるべきであるとする意見があった。

また、①米国のように、出版者に権利がなくとも、著作者と出版者との間で権利譲渡を行うなど明確な出版契約を結ぶことによって、種々の課題に対応可能であること、②創作活動における著作者と出版者・編集者との関与の度合いは様々であり、一律に出版者に新たな権利を付与することは、権利関係を更に複雑にし、権利処理に支障が生じることを理由に、出版者に対する権利付与そのものに反対であるとする意見があった。

このように、出版者に何らかの権利を付与することについては、その可否を含めて様々な見解が示されているところであり、今後さらなる検討が必要である。

### （3）文字文化の独自性、固有性を発揮できるフォーマットや文字コード等の在り方

デジタル化・ネットワーク化に際しても、長い歴史の中で培われてきた日本の出版文化や文字文化の独自性、固有性を発揮できるファイルフォーマットや文字コードの環境の確保が求められている。他方、多くの在外邦人や日本の文化に興味関心を持つ海外の人々に対して、日本の出版文化や文字文化を広く伝えられるような国際性の伸張も求められている。

ファイルフォーマットについては、多種多様になると文書を作成する者にとっても、端末機器をおして文書を再生して利用する者にとっても煩雑なものとなる。他方、市場において支配的な地位を有する端末機器に利用されるということで一種のファイルフォーマットに限定されてしまうと、出版物や文書の豊かな表現の発露の機会を制限するおそれも生じる。したがって、ファイルフォーマットには一定の共通性や統一性が求められることとなり、国際標準化や規格化に対する要望も生じるが、その際には、多くの人々が多様な状況かつ公平・公正に利用できるよう十分な配慮が必要とされる<sup>3</sup>。

また、日本の文字文化の特徴である多様な漢字表現は、印刷という複製技術においても多くの工夫と労苦が伴っていたが、端末機器の画面上に電子的に表示する方法で表現をするデジタル化・ネットワーク化された環境においては、複雑化・多様化された方法より平準化・限定化されたものが機能的に求められる傾向にある。他方、著作者によっては自らの意図を正確に表現する文字を使用したいと考える者や学術上の正確さが要求される場合もあり、読者の中にもそれを長期にわたり安定的に利用したいと思う者もおり、一定のコストをかけてもその環境を端末機器に搭載することが必要との意見もある。実際のビジネスの場においては、先取性のある商品開発を行うことや広く迅速に伝播する流通システムを構築することも重要な要素となることから、表現の多様性確保とのバランスを図りながら、適切な文字コードのあり方を検討していくことが重要である。

### （4）違法・有害情報への対応の在り方

デジタル化・ネットワーク化の環境においては、そのメリットを最大限に活か

---

<sup>3</sup> 例えば、無償でのライセンスや妥当で非差別的な条件でのライセンスが行われるように十分な配慮が必要との意見が出されている。

するために多種多様な出版物が検索等によって容易に大量に入手できるデジタルコンテンツ集積型のプラットフォームが求められる。

当該プラットフォームにおいては、不特定多数の人間が出版物等のデジタルコンテンツのアップロード/ダウンロードを行うことが考えられ、一般のウェブサイトと同様、違法・有害情報の流通が問題となり得る。こうした違法・有害情報の流通にどのように対応していくべきなのか、慎重に検討を行うことが重要である。

## （5）書店の活性化

日本は、他国と比較しても書店の数が多く、取次による流通網によって、全国どこでも書籍を購入できるシステムが構築されており、読者にとって文化上、教育上の拠点としての価値を生み出してきた。また、書店主は、地域社会の識者として地域文化に貢献し、様々な面において住民の生活を支えてきた。

しかし、昨今は、郊外型大型書店やネット市場を通しての販売が増加し、書店数の減少が年々加速しつつある。

デジタル化・ネットワーク化が進展する環境においては、地域の書店を孤立させておくのではなく、情報通信技術により、書店に蓄積されている出版物、書店主の知識、顧客、地域文化などを、出版物にかかるデジタル情報の集積と繋げることにより、相乗効果が期待されるハイブリット型・双向型の流通システムの構築を可能とすることが重要である<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 例えば、国立国会図書館の書誌情報による検索結果と出版社や書店等におけるウェブによる販売をリンクさせることで、相乗効果を得られるのではないかとの指摘もあった。

## 2. 2 「知のアクセス」の確保について

### (1) 図書館と民間の役割分担

国民の「知のアクセス」を確保する上で図書館が果たす役割の重要性についての認識は広く共有されているものの、デジタル化・ネットワーク化が進展する中で、「知のアクセス」に係る図書館と民間、とりわけ出版者の役割分担をどのように考えるかは、重要なテーマの一つである。

この点、「知の集積」、すなわち出版物のアーカイブという観点からは、とりわけ市場での入手が困難で国立国会図書館にしか保存されていないような書籍や、フローの情報である雑誌などについては、納本制度を有している国立国会図書館がアーカイブについて積極的な役割を果たすべきであるとの意見があった。

一方で、そのほかの図書館による公共サービスの在り方については、様々な見解が出された。この点、国立国会図書館からは、デジタル化・ネットワーク化の進展を見据え、①パブリック・ドメインなのか商業利用されているのかといった、出版物の権利状態に応じた利用の枠組み・ルールの明確化や、②公共サービスと商業サービスが両立しうる形での有償貸出、③本文検索を含めた公共的な書籍検索サービス<sup>5</sup>といった点について、これから検討を進めていくべきではないかとの見解が示された。

しかしながら、こうした国立国会図書館の見解に対しては、様々な懸念等が関係者の間から示された。具体的には、①現状の公共図書館による本の無料貸与は、「図書館に行き」「貸出可能な図書に限って借りられ」「返却の際に再度図書館に行く」という手間のかかる行為だからこそ、出版者・書店と図書館が共存できているのであって、電子出版を無料で貸出（配信）することになれば、こうした手間がなくなり、そのバランスが大きく崩れてしまうという懸念や、②夏目漱石の文庫本のように、パブリック・ドメインの著作物であっても有料の出版物として現実には流通しており、パブリック・ドメインの著作物を含めて出版者には役割があることを認識するべきとの見解が示された。

そのほかにも、③現状でも、実際に図書館で貸し出されている本はベストセラーブックや娯楽本が多く、著作者や出版者、地方の書店などへの経済的な影響は少なくないため、電子出版を図書館が貸与（配信）することについては、抑制的であるべきとの意見も出された。

また、議論の過程においては、米国における図書館の事例が紹介され、電子出版を貸与する際には、DRM技術により、同時に貸与することができる冊数や貸与

<sup>5</sup> この点に関連して、国会図書館において保存されている書籍のテキストベースでのアーカイブ化も議論の対象となる。

期間を限定して貸与するといったことが行われており、紙の書籍と同様の仕組みで貸与が行われているとの紹介があった。

このように、国立国会図書館をはじめとした図書館による公共サービスの在り方については、種々様々な意見が出されているところであるが、国立国会図書館からは、デジタル・ネットワーク社会における図書館の役割や公共サービスの在り方については、著作者や出版者、書店等の関係者と図書館との間で合意を図りながら検討を進めていくことが前提であるとの認識が示されており、こうした認識に立った上で今後さらなる検討が必要と考えられる。

## （2）利用者からの視点と多様な知へのアクセスの確保

デジタル化・ネットワーク化の環境においては、出版物の内容や水準だけでなく、端末機器や通信環境が有する利便性も含め、顧客がいかに満足して出版物を利用し、生活の中で享受するかという視点が重要になる。

したがって、出版市場や図書館などにおける出版物の所在の提示、出版物の購入意向形成に繋がる情報の開示、出版物の利用回数や利用場所の制限などをビジネスモデルに組み込む際には、顧客の視点を十分に取り込んで構築することが重要である。

また、昨今は、企業活動においても社会的責任が問われ、その取組の状況が企業の評価や企業ブランドに影響を与えるものとなっている。顧客の年齢、身体状況、経済状況などに制限されることなく、いかなる人にとっても公平、安全、明瞭な出版物へのアクセスルートの確保が望まれるところである。



図6 ノースキャロライナ大学によるユニバーサルデザインの原則